

夕張市役所新庁舎整備事業
【募集要項等に関する質問(第2回)】

通し 質問No.	質問の内容	回答
1	現在の庁舎で働かれる職員の方の在宅勤務制度の導入状況（制度の有無、課別の在宅比率）をご教示ください。	令和6年度から制度を導入しております。 1週に2回を上限として運用しておりますが、制度の活用が進んでいないため、ほとんどの職員が出勤している状況です。
2	現庁舎の年間来庁者数（日平均）、窓口利用件数、各課別利用者数、駐車場利用実績を開示頂けますでしょうか。また、利用者数の月別変動等が分かる資料もありましたらご教示ください。	現庁舎の年間来庁者数（窓口利用件数、各課別利用者数）及び月別変動数について、資料提供します。 駐車場利用実績については、調査を行っていません。
3	協力企業に限り、市の承諾を受けた場合は追加を認めると変更されましたが、優先交渉権決定後に認めるのでしょうか。現時点で申請可能であれば手続き方法をご教授ください。	協力企業の追加について、既に参加資格審査を終えておりますので、現時点では申請は不可とします。なお、追加の可否については、優先交渉権者となった後に協議の上、判断します。
4	7/8対話にて、物価スライドについて質問し、ご回答いただきました。その内容について確認いたします。基準指標が建設物価（建築費指数）とありますが、設備材料のうち、キュービクルや、分電盤等の製作物は、建築費指数がございませ ん。これら指標に無い材料や製品については業者見積を指標としていただけないのでしょうか？	募集要項添付資料2 サービス対価の支払い方法及び改定方法 P4（2）ア～ウに示すいわゆる全体スライドについては、サービス対価A-2に含まれる費用は、製作物に限らず、全て「「建設物価」（建設物価調査会）・建築費指数（指数表）都市別指数（札幌）構造別平均RC」を指標とします。 P4（2）エに示すいわゆる単品スライド、インフレスライドの場合は、個別協議となります。提案時の見積及び当該協議時点の見積やその他指標等を提出することは認めます。ただし、採用可否については、その内容を市が確認した上で判断することになると想定します。
5	建設工事（サービス対価A-2）の物価スライドは、契約締結日～工事着手日までのスライドしか記載ありませんが、着工後、1年後を起点としたスライドについても同様の計算方法で算出するという解釈でよろしいでしょうか。	全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に再適用が可能です。計算方法は同様とする想定です。募集要項を修正し、説明資料を配布します。
6	サービス対価A-2について、算定式以外で請求できる事項として【予期できない特別な事情】や【特別な要因で工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動】とありますが、中東情勢悪化による石油製品価格変動はこれに含まれますでしょうか？塗装材料、断熱材料、プラスチック製品は主要な工事材料に含まれますでしょうか？含まれないとすれば、含んでいただくことはできますでしょうか？	単品スライドの対象については、国が公表する工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアルの品目に準じます。 インフレスライドは予期できないものを対象とするものとなりますので、協議によります。
7	窓口業務を行う執務スペースの市民受付に関して、発券機使用の想定はございますでしょうか。	窓口業務において発券機を使用する想定はありません。
8	公用車車庫に駐車予定の車両サイズや車種をご教授いただけますでしょうか。	軽自動車、乗用車（5～7人乗り）、ワンボックス（ハイエース）の駐車を予定しています。
9	現在の庁舎から、新庁舎へ移設予定の什器・備品はありますでしょうか。予定がある場合は現時点での詳細をご教授ください。	什器・備品の移設は、今後計画するため、現時点では未定です。
10	閉庁後の巡回について、開庁時間後(17:30)以降の巡回業務なのか、最終退館者以降の巡回業務なのか、どのようにお考えでしょうか。	閉庁時間（17:30）後を想定します。
11	各玄関の除塵マットの敷設はどのように考えますか。	防塵マットの敷設の要・不要は事業者提案によると考えています。敷設する場合、維持管理は事業者の業務範囲内で行ってください。
12	市民交流スペースの利用について、市の方で何か想定されているものはありますでしょうか。	市民交流スペースは、要求水準書別紙7（諸室の構成）で示している、大会議室及び市民利用の部分において、「募集要項等に関する質問（第1回）」で回答した活動などを想定しています。
13	市民交流スペースの利用は無料という考えでよろしいでしょうか。	料金徴収の有無については今後検討します。
14	市民交流スペースが、土、日、祝日で利用が無い場合閉鎖と言う考えでよろしいですが。	利用がない場合の閉鎖については今後検討します。 現時点では、12月31日から1月5日以外の土日祝日は、すべて利用できる想定をしています。
15	資料の様式について、「A4版縦長で作成」との記載がありますが、様式は横向きで作成するものと理解してよろしいでしょうか。	指定のとおり、「A4版縦長」で作成してください。
16	U列及びV列に「打合せ後削除」と記載された項目及び表がありますが、これらは削除してよろしいでしょうか。	誤記です。修正版を公表します。
17	第4-2-2③号「維持管理・運営業務費（サービス対価B）の内訳及び算定根拠」について、第4-2-2③号では「A3版横で作成すること」と記載されています。一方、募集要項等に関する質問（第1回）回答No.76では、「様式4-2-1号、様式4-2-2号②、様式4-2-2号③については、現行どおり縦版です。」との回答があります。作成する様式の向きについて、A3版横と縦版のどちらが正しいか、ご教示ください。	様式4-2-2、様式4-2-2①、様式4-2-2②及び様式4-2-2③は「A4版縦長」で作成してください。 様式4-2-2③の※1の記載は誤りのため、修正いたします。

通し 質問No.	質問の内容	回答
18	第B-4-2号「各室面積表」について、様式第5-1号では仕様が「A3横」、枚数が「任意」と記載されています。一方、様式第B-4-2号では「A4縦 枚数任意」と記載されています。作成する様式の仕様について、A3横とA4縦のどちらが正しいか、ご教示ください。	様式5-1の記載誤りです。 様式B-4-2はA4縦、任意枚数で作成してください。
19	工程及び施設設備条件について、「市民利用諸室の面積は450㎡を目安」、「本施設の構成が別紙6_諸室の構成に基づいた構成か」と記載されていますが、これらはそれぞれ「市民利用諸室の面積は440㎡を目安」、「本施設の構成が別紙7_諸室の構成に基づいた構成か」の誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。	誤記です。修正版を公表します。
20	環境保全計画について、「エネルギー管理システム（BEMS：Building Energy Management）を導入し、エネルギーの最適化を図る計画となっているか」と記載されています。一方、要求水準書10頁（6）環境保全計画の⑤では、「エネルギー管理システム（BEMS：Building Energy Management）を導入するなど、省エネルギーやライフサイクルコストの低減、維持管理期間に渡った光熱水費の監視や節減の方策の立案、実行などの取組ができるものとする。」と記載されています。BEMSの導入及びエネルギー最適化の取組について、どちらの記載内容を正として対応すべきか、ご教示ください。	以下に修正します。 エネルギー使用量や室内環境の把握を可能にするため、エネルギー管理システム（BEMS：Building Energy Management System）を導入するなど、省エネルギーやライフサイクルコストの低減、維持管理期間に渡った光熱水費の監視や節減の方策の立案、実行などの取組が計画されているか。
21	「ページ下部中央には、第2提出要領4(1)ウ(イ)の提案書類（様式A～E全体）の通しページ数を付すこと。」とありますが、この通しページ数は、各様式の記載枠内に記載するものと理解すべきでしょうか。それとも、記載枠外（ページ下部中央）に記載するものと理解すべきでしょうか。ご教示ください。	通し番号は、各様式の右上にある「通し番号○/○」に記載ください。
22	「ページ右下に、市から送付された参加資格確認結果通知書に記入されている登録番号を付すこと」とありますが、ここでいう「登録番号」とは、参加資格確認結果通知書の右上に記載されている「夕総第○○号」を指すとの認識でよろしいでしょうか。	事業者が様式集のページ右下に記入する登録番号は、「夕総第○○号」を使用します。 ○○を記載してください。
23	「各様式の枠内に記載されている注記事項（審査の視点）については、削除したうえで提案内容を記載すること」とありますが、削除の対象は「注」と記載されている注記事項および「審査の視点」の両方でしょうか。それとも、「審査の視点」のみを削除し、「注」の記載は残すという認識でよろしいでしょうか。	様式第A号～E号に関しては、審査の視点を削除の上、記入してください。
24	発注者が事業契約を締結しないことができる事由として、「公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起された場合を除く。）」と規定されています。ここでいう「違反行為」とは、本事業に関して行われた独占禁止法違反行為に限られるとの理解でよいでしょうか。	基本協定書第3条3項柱書に記載のとおり、本事業に対して行われたものに限ります。
25	発注者が事業契約を締結しないことができる事由として、「公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起された場合を除く。）」と規定されています。ここでいう「違反行為」とは、本事業に関して行われた独占禁止法違反行為に限られるとの理解でよいでしょうか。	基本協定書第3条3項柱書に記載のとおり、本事業に対して行われたものに限ります。
26	発注者が事業契約を締結しないことができる事由として、「構成企業が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。」と規定されています。ここでいう「訴訟」とは、本事業に関する独占禁止法違反行為に係る抗告訴訟に限られるとの理解でよいでしょうか。	基本協定書第3条3項柱書に記載のとおり、本事業に対して行われたものに限ります。
27	発注者が事業契約を締結しないことができる事由として、「構成企業（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。」と規定されています。ここでいう「刑が確定したとき」とは、本事業に関する行為に係る刑の確定に限られるとの理解でよいでしょうか。	基本協定書第3条3項柱書に記載のとおり、本事業に対して行われたものに限ります。
28	資料左上に「別紙3 上下水道の現況図」と記載されていますが、「別紙4」の誤記であるとの認識でよろしいでしょうか。	誤記です。修正版を公表します。